電気通信大学西11号館(イノベーティブ研究棟)の管理運営に関する規程

平成23年 1月18日 改正 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)に置く複合的機能を有する 西11号館(「イノベーティブ研究棟」と称するものとし、以下「研究棟」という。) の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

- 第2条 研究棟に、オープンラボ、インキュベーション施設、宿泊室及び共用部分を置く。 (館長)
- 第3条 研究棟に館長を置き、本学の理事又は職員のうちから、学長が指名する。
- 2 館長は、研究棟の管理運営を統括する。
- 3 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 (管理運営)
- 第4条 第2条に定める各施設の管理責任者及び運営組織は、次のとおりとする。

施 設 名	管理責任者	運営組織
オープンラボ	研究担当理事	役員会
インキュベーション施設	産学官連携センター長	産学官連携センター
宿泊室	総務担当理事	総務部人事労務課
共用部分	研究担当理事	役員会

(使用の許可)

第5条 第2条に定める各施設を使用しようとする場合は、各施設の定めるところにより、 使用許可を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 第2条に定める各施設を使用する場合には、使用責任者は別に定めるところにより、使用に係る経費を負担しなければならない。

(運営連絡委員会)

- 第7条 研究棟の運営に関し、重要事項を審議するとともに、各施設間の連絡調整を図る ため、イノベーティブ研究棟運営連絡委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 館長
 - (2) 各施設の管理責任者
 - (3) 各施設の管理運営に携わる者で、各管理責任者が指名した者各1人
 - (4) その他館長が必要と認めた者
- 3 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会は、館長が主宰する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究棟の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年1月18日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第3条第1項の規定により最初に任命された館長の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 2 この規程の施行後、第7条第2項第3号及び第4号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。